

参考資料2(1) 生活環境の保全に関する環境基準 (1/8)

河川（湖沼を除く。）：生物化学的酸素要求量（BOD）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素 量(DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

備考 1. 基準値は日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

- (注) 1. 自然環境保全： 自然探勝等の環境保全
2. 水道1級： ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道2級： 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道3級： 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級： ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
水産2級： サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
水産3級： コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級： 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水2級： 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
工業用水3級： 特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全： 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

参考資料2(1) 生活環境の保全に関する環境基準 (2/8)

河川（湖沼を除く。）：全亜鉛、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	ノニルフェノール
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下	0.0006mg/ℓ以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	0.04mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下

備考 1. 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）

参考資料2(1) 生活環境の保全に関する環境基準 (3/8)  
湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）：化学的酸素要求量（COD）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値
		化学的酸素要求量 (COD)
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	1mg/ℓ以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴及び B以下の欄に掲げるもの	3mg/ℓ以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及び Cの欄に掲げるもの	5mg/ℓ以下
C	工業用水2級 環境保全	8mg/ℓ以下

- (注)
1. 自然環境保全： 自然探勝等の環境保全
  2. 水道 1級： ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道2、3級： 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
  3. 水産 1級： ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
水産 2級： サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物並びに水産3級の水産生物用  
水産 3級： コイ、フナ等富栄養化型の水域の水産生物用
  4. 工業用水1級： 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水2級： 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
  5. 環境保全： 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

参考資料2(1) 生活環境の保全に関する環境基準 (4/8)

湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）：全窒素、全リン

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及び II以下の欄に掲げるもの	0.1mg/ℓ 以下	0.005mg/ℓ 以下
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く) 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/ℓ 以下	0.01mg/ℓ 以下
III	水道3級(特殊なもの)及び IV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/ℓ 以下	0.03mg/ℓ 以下
IV	水産2種及び Vの欄に掲げるもの	0.6mg/ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以下
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/ℓ 以下	0.1mg/ℓ 以下

- 備 考
1. 基準値は、年間平均値とする。
  2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
  3. 農業用水については、全リンの項目の基準値は適用しない。

- (注)
1. 自然環境保全： 自然探勝等の環境保全
  2. 水 道 1級： ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水 道 2級： 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水 道 3級： 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
  3. 水 産 1種： サケ科魚類及びアユ等の水産生物並びに水産2種及び水産3種の水産生物用  
水 産 2種： ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用  
水 産 3種： コイ、フナ等の水産生物用
  4. 環 境 保 全： 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

参考資料2(1) 生活環境の保全に関する環境基準 (5/8)

湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）：全亜鉛、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩、ノニルフェノール

項目 類型	水生生物の生息状況 の適応性	基準値		
		全亜鉛	直鎖アルキル ベンゼンスル ホン酸及びそ の塩	ノニルフェノール
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下	0.0006mg/ℓ以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	0.04mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下

参考資料 2 (1) 生活環境の保全に関する環境基準 (6/8)

海域：化学的酸素要求量（COD）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イ オン濃 度(PH)	化学的 酸素要 求量 (COD)	溶存酸 素量 (DO)	大腸菌群 数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	
A	水産 1 級 水浴 自然環境保全及 び B 以下の欄に 掲げるもの	7.8 以 上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg /L 以上	1,000MPN /100ml 以下	検出されな いこと。	第 1 の 2 の(2) により水域類 型ごとに指定 する水域
B	水産 2 級 工業用水 及び C の欄に掲 げるもの	7.8 以 上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されな いこと。	
C	環境保全	7.0 以 上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—	

- (注) 1. 自然環境保全： 自然探勝等の環境保全  
2. 水産 1級： マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及  
び水産2級の水産生物用  
水産 2級： ボラ、ノリ等の水産生物用  
3. 環境保全： 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）  
において不快感を生じない限度

参考資料2(1) 生活環境の保全に関する環境基準 (7/8)

海域：全窒素、全リン

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.2mg/ℓ 以下	0.02mg/ℓ 以下
Ⅱ	水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの(水産2 種および3種を除く。)	0.3mg/ℓ 以下	0.03mg/ℓ 以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの(水産3種 を除く。)	0.6mg/ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以下
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/ℓ 以下	0.09mg/ℓ 以下

- 備 考 1. 基準値は、年間平均値とする。  
2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずる恐れのある海域に  
ついて行うものとする。

- (注) 1. 自然環境保全： 自然探勝等の環境保全  
2. 水 産 1 種： 底生魚介類を含めたような水産生物がバランス良く、かつ  
安定して漁獲される  
水 産 2 種： 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多  
獲される  
水 産 3 種： 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される  
3. 生物生息環境保全： 年間を通して底生生物が生息できる限度

参考資料2(1) 生活環境の保全に関する環境基準 (8/8)

海域：全亜鉛、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩、ノニルフェノール

項目 類型	水生生物の生息状況 の適応性	基準値		
		全亜鉛	直鎖アルキル ベンゼンスル ホン酸及びそ の塩	ノニルフェノール
生物A	水生生物の生息する 水域	0.02mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ以下
生物特A	生物Aの水域のう ち、水生生物の産卵 場（繁殖場）又は幼 稚仔の生育場として 特に保全が必要な水 域	0.01mg/ℓ以下	0.006mg/ℓ以下	0.0007mg/ℓ以下

参考資料2(2) 人の健康の保護に関する環境基準

環境基準項目及び基準値

項目名	基準値	備考
カドミウム	0.003 mg/l以下	1. 基準値は年間平均値とする。 ただし全シアンに係る基準値については最高値とする。
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01 mg/l以下	2. 「検出されないこと」とは定められた測定方法により測定した場合において、その結果が定量限界を下回ることをいう。
六価クロム	0.05 mg/l以下	
砒素	0.01 mg/l以下	
総水銀	0.0005 mg/l以下	
アルキル水銀	検出されないこと	
P C B	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	
四塩化炭素	0.002 mg/l以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/l以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/l以下	
トリクロロエチレン	0.03 mg/l以下	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l以下	
チウラム	0.006 mg/l以下	
シマジン	0.003 mg/l以下	
チオベンカルブ	0.02 mg/l以下	
ベンゼン	0.01 mg/l以下	
セレン	0.01 mg/l以下	4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 mg/l以下	
ふっ素	0.8 mg/l以下	
ほう素	1 mg/l以下	
1,4-ジオキサン	0.05 mg/l以下	平成21年11月追加

参考資料2(3) 人の健康の保護に係る要監視項目及び指針値

項目名	指針値	備考
イソキサチオン	0.008 mg/l以下	
ダイアジノン	0.005 mg/l以下	
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/l以下	
イソプロチオラン	0.04 mg/l以下	
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/l以下	
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/l以下	
プロピザミド	0.008 mg/l以下	
EPN	0.006 mg/l以下	
ジクロロボス (DDVP)	0.008 mg/l以下	
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/l以下	
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/l以下	
クロルニトロフェン (CNP)	—	
クロロホルム	0.06 mg/l以下	
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/l以下	
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/l以下	
トルエン	0.6 mg/l以下	
キシレン	0.4 mg/l以下	
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/l以下	
ニッケル	—	
モリブデン	0.07 mg/l以下	
アンチモン	0.02 mg/l以下	
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/l以下	平成16年3月追加
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/l以下	//
全マンガン	0.2 mg/l以下	//
ウラン	0.002 mg/l以下	//

※令和2年4月1日時点

参考資料 2 (4) 水生生物の保全に係る要監視項目及び指針値

項目	水域	類型	指針値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物 A	0.7mg/ℓ 以下
		生物特 A	0.006mg/ℓ 以下
		生物 B	3mg/ℓ 以下
		生物特 B	3mg/ℓ 以下
	海域	生物 A	0.8mg/ℓ 以下
		生物特 A	0.8mg/ℓ 以下
フェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.05mg/ℓ 以下
		生物特 A	0.01mg/ℓ 以下
		生物 B	0.08mg/ℓ 以下
		生物特 B	0.01mg/ℓ 以下
	海域	生物 A	2mg/ℓ 以下
		生物特 A	0.2mg/ℓ 以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物 A	1mg/ℓ 以下
		生物特 A	1mg/ℓ 以下
		生物 B	1mg/ℓ 以下
		生物特 B	1mg/ℓ 以下
	海域	生物 A	0.3mg/ℓ 以下
		生物特 A	0.03mg/ℓ 以下
4- <i>t</i> -オクチルフェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.001mg/ℓ 以下
		生物特 A	0.0007mg/ℓ 以下
		生物 B	0.004mg/ℓ 以下
		生物特 B	0.003mg/ℓ 以下
	海域	生物 A	0.0009mg/ℓ 以下
		生物特 A	0.0004mg/ℓ 以下
アニリン	河川及び湖沼	生物 A	0.02mg/ℓ 以下
		生物特 A	0.02mg/ℓ 以下
		生物 B	0.02mg/ℓ 以下
		生物特 B	0.02mg/ℓ 以下
	海域	生物 A	0.1mg/ℓ 以下
		生物特 A	0.1mg/ℓ 以下
2,4-ジクロロフェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.03mg/ℓ 以下
		生物特 A	0.003mg/ℓ 以下
		生物 B	0.03mg/ℓ 以下
		生物特 B	0.02mg/ℓ 以下
	海域	生物 A	0.02mg/ℓ 以下
		生物特 A	0.01mg/ℓ 以下

参考資料 2 (5) ゴルフ場使用農薬暫定指導指針値  
(水質汚濁に係る農薬登録保留基準) (1/6)

一般名	基準値 (mg/L)	指針値 (mg/L) (基準値の10倍)	告示年月日
アシベンゾラルS-メチル	0.2	2	平成30年11月15日
アジムスルフロン	0.25	2.5	平成23年4月7日
アシュラムナトリウム塩又はアシュラム	1	10	平成27年9月14日
アセキノシル	0.058	0.58	平成23年10月18日
アセタミプリド	0.18	1.8	平成24年1月11日
アセフェート	0.0063	0.063	平成25年3月18日
アソキシストロビン	0.47	4.7	平成23年4月4日
アバメクチン	0.0015	0.015	平成25年2月6日
アミカルバゾン	0.042	0.42	平成28年11月14日
アミスルフロム	0.2	2	平成24年4月6日
アミトラズ	0.0066	0.066	平成24年10月10日
アマトクトラジン	7.1	71	平成25年10月21日
アラクロール	0.02	0.2	平成25年3月18日
アンバム	0.0047	0.047	平成26年12月10日
インウロン	0.045	0.45	平成29年9月26日
インキサチオン	0.005	0.05	平成30年1月15日
インキサベン	0.13	1.3	平成26年12月10日
インチアニル	0.074	0.74	平成21年10月23日
インピラザム	0.14	1.4	平成28年11月14日
インフェタミド	0.14	1.4	平成29年11月20日
インプロチオラン	0.26	2.6	平成22年7月5日
イブフェンカルバゾン	0.0026	0.026	平成25年6月13日
イプロベンホス又はIBP	0.093	0.93	平成22年12月1日
イマザピルイソプロピルアミン塩又はイマザピル	(RS)-2-(4-イソプロピル-4-メチル-5-オキシ-2-イミダゾリン-2-イル) ニコチン酸(別名イマザピル[酸]として)7.4	74	平成28年4月13日
イミシアホス	0.001	0.01	平成24年7月6日
イミダクロプリド	0.15	1.5	平成22年12月1日
イメベンコナゾール	0.026	0.26	平成23年10月18日
インダジフラム	0.05	0.5	平成24年4月6日
インダノファン	0.0093	0.093	平成23年2月15日
インドキサカルブMP及びインドキサカルブ	0.013	0.13	平成24年4月6日
ウニコナゾールP	0.042	0.42	平成22年12月1日
エスプロカルブ	0.02	0.2	平成22年7月5日
エタボキサム	0.1	1	平成25年6月13日
エチクロゼート	0.45	4.5	平成25年9月11日
エチプロール	0.01	0.1	平成23年10月18日
エトキサゾール	0.1	1	平成23年10月18日
エトキシスルフロム	0.14	1.4	平成26年12月10日
エトフェンプロックス	0.082	0.82	平成25年3月18日
エトフメセート	0.79	7.9	平成25年6月13日
エトベンザニド	0.11	1.1	平成26年12月10日
エンドタールニカリウム塩及びエンドタールニナトリウム塩	7-オキサビシクロ[2.2.1]ヘプタン-2,3-ジカルボン酸(別名エンドタール)として0.023	0.23	平成29年11月20日
オキサジアゾン	0.0095	0.095	平成23年7月4日
オキサジアルギル	0.02	0.2	平成23年10月18日
オキサジクロメホン	0.024	0.24	平成23年2月15日
オキサチアピロリン	9	90	平成28年4月13日
オキシテトラサイクリン	0.07	0.7	平成26年9月18日
オキシ銅又は有機銅	0.02	0.2	平成26年7月10日
オキシリニック酸	0.055	0.55	平成24年10月10日
オリサストロビン	0.13	1.3	平成23年7月4日
カスガマイシン-塩酸塩又はカスガマイシン	1L-1, 3, 4/2, 5, 6-1-デオキシ-2, 3, 4, 5, 6-ペンタヒドロキシシクロヘキシル=2-アミノ-2, 3, 4, 6-テトラデオキシ-4-( $\alpha$ -イミノグリシン)- $\alpha$ -D-arabino-ヘキソピラノシド(別名カスガマイシン(遊離塩基))として0.25	2.5	平成27年6月30日

※五十音順

参考資料2(5) ゴルフ場使用農薬暫定指導指針値  
(水質汚濁に係る農薬登録保留基準) (2/6)

一般名	基準値(mg/L)	指針値(mg/L) (基準値の10倍)	告示年月日
カズサホス	0.00066	0.0066	平成23年7月4日
カフェンストール	0.007	0.07	平成22年7月5日
カルフェントラゾンエチル	0.07	0.7	平成21年6月12日
カルブチレート	0.034	0.34	平成23年2月15日
カルプロパミド	0.037	0.37	平成23年4月7日
キザロホップエチル	0.02	0.2	平成27年9月14日
キノクラミン又はACN	0.0055	0.055	平成26年9月18日
キノメチオナート又はキノキサリン系	0.017	0.17	平成29年1月20日
キャプタン	0.2	2	平成30年9月21日
クミロン	0.02	0.2	平成23年7月4日
グリホサートアンモニウム塩、グリホサートイソプロピルアミン塩、グリホサートカリウム塩及びグリホサートナトリウム塩	N-(ホスホノメチル)グリシン(別名グリホサート)として2.66	26.6	平成29年4月26日
グルホシネート及びグルホシネートPナトリウム塩	DL-ホモアラニン-4-イル(メチル)ホスフィン酸(別名グルホシネート酸)として0.024	0.24	平成22年7月5日
クレソキシムメチル	0.95	9.5	平成25年9月11日
クレトジム	0.02	0.2	平成30年1月15日
クロチアニジン	0.25	2.5	平成23年2月15日
クロフェンテジン	0.045	0.45	平成29年11月29日
クロマフェンジド	0.71	7.1	平成23年7月4日
クロメフロップ	0.16	1.6	平成23年2月15日
クロラントラニプロール	0.69	6.9	平成21年5月27日
クロリムロンエチル	0.2	2	平成21年2月18日
クロルチアミド又はDCBN	0.053	0.53	平成25年2月6日
クロルフェナビル	0.069	0.69	平成24年10月10日
クロルプタリム	0.0069	0.069	平成25年6月13日
クロルプロファミン又はIPC	0.1	1	平成29年9月26日
シアノファミド	0.45	4.5	平成25年2月6日
シアナジン	0.0014	0.014	平成30年3月22日
シアントラニプロール	0.025	0.25	平成26年5月16日
ジエトフェンカルブ	1.1	11	平成28年7月1日
シエノピラフェン	0.1	1	平成24年10月10日
ジカンバ又はMDBA、ジカンバジメチルアミン塩又はMDBAジメチルアミン塩及びジカンバカリウム塩又はMDBAカリウム塩	2-メトキシ-3,6-ジクロロ安息香酸(別名ジカンバ又はMDBA)として0.93	9.3	平成22年1月12日
シクラニプロール	0.031	0.31	平成29年4月26日
ジクロシメット	0.013	0.13	平成23年4月4日
シクロプロトリン	0.22	2.2	平成28年4月13日
ジクロベニル又はDBN	0.02	0.2	平成28年9月27日
ジクロルプロップトリエタノールアミン塩	(2RS)-2-(2,4-ジクロロフェノキシ)プロピオン酸(別名ジクロルプロップ[酸])として0.095	0.95	平成30年9月21日
1,3-ジクロロプロペン又はD-D	0.05	0.5	平成26年4月7日
ジチアノン	0.02	0.2	平成25年3月18日
ジチオピル	0.0095	0.095	平成23年7月4日
ジノテフラン	0.58	5.8	平成22年3月26日
ジフェノコナゾール	0.025	0.25	平成25年10月21日
シフルフェナミド	0.1	1	平成25年3月18日
シフルフェニカン	0.61	6.1	平成27年6月30日
シフルメトフェン	0.24	2.4	平成24年10月10日
シフルメトリム	0.0037	0.037	平成24年7月6日
シプロジニル	0.071	0.71	平成26年4月7日
シメコナゾール	0.022	0.22	平成23年4月4日
ジメタメトリン	0.025	0.25	平成25年9月11日
ジメテナミド及びジメテナミドP	0.1	1	平成22年1月12日
ジメトモルフ	0.29	2.9	平成24年7月6日
シモキサニル	0.034	0.34	平成27年11月30日
シラフルオフェン	0.29	2.9	平成22年7月5日
シロマジン	0.047	0.47	平成25年3月18日
スピネトラム	0.063	0.63	平成22年7月5日
スピノサド	0.063	0.63	平成24年4月6日
スピロジクロフェン	0.034	0.34	平成25年9月11日
スピロテトラマト	0.31	3.1	平成24年1月11日
スピロメシフェン	0.058	0.58	平成24年10月10日
スルホキサフロル	0.11	1.1	平成28年4月13日

※五十音順

参考資料2(5) ゴルフ場使用農薬暫定指導指針値  
(水質汚濁に係る農薬登録保留基準) (3/6)

一般名	基準値(mg/L)	指針値(mg/L) (基準値の10倍)	告示年月日
ダイムロン	0.79	7.9	平成22年3月26日
チアジニル	0.1	1	平成23年4月7日
チアメキサム	0.047	0.47	平成23年2月15日
チオベンカルブ又はベンチオカーブ	0.02	0.2	平成24年7月6日
チフェンスルフロメチル	0.025	0.25	平成29年3月16日
チフルザミド	0.037	0.37	平成25年10月21日
デスメチファム	0.085	0.85	平成30年6月26日
テフコナゾール	0.077	0.77	平成23年10月18日
テブフェノジド	0.042	0.42	平成22年12月1日
テブフロキン	0.1	1	平成25年2月6日
テブフロキシジム	0.1	1	平成28年7月1日
テフリルトリオン	0.002	0.02	平成21年10月23日
テフルベンズロン	0.026	0.26	平成27年6月30日
トブラメゾン	0.007	0.07	平成25年6月13日
トラロメリン	0.019	0.19	平成30年9月21日
トリアジフラム	0.023	0.23	平成23年7月4日
トリアファモン	0.05	0.5	平成28年4月13日
トリンクラゾール	0.1	1	平成30年6月26日
トリコナゾール	0.1	1	平成29年4月26日
トリネキサバクエチル	0.015	0.15	平成25年6月13日
トリフルミゾール	0.039	0.39	平成26年12月10日
トリフルメゾピリム	0.085	0.85	平成30年6月26日
トリフルラリン	0.063	0.63	平成25年10月21日
トリフロキシストロピン	0.1	1	平成24年4月6日
トルピラレート	0.00085	0.0085	平成28年11月14日
トルフェンピラド	0.014	0.14	平成24年1月11日
トルプロカルブ	0.53	5.3	平成27年9月14日
トリホリン	0.061	0.61	平成30年3月22日
1-ナフタレン酢酸ナトリウム	0.39	3.9	平成21年5月27日
ニテンピラム	1.4	14	平成29年11月29日
ノバルロン	0.029	0.29	平成25年2月6日
パクロプロトラゾール	0.053	0.53	平成22年3月26日
ハロスルフロメチル	0.26	2.6	平成24年4月6日
ピカルプロラソクス	0.061	0.61	平成29年1月20日
ピコキシストロピン	0.12	1.2	平成28年5月9日
ピフェナゼート	0.026	0.26	平成24年1月11日
ピフェントリン	0.026	0.26	平成23年10月18日
ピフルプロミド	0.019	0.19	平成26年9月18日
ピメトロジン	0.034	0.34	平成24年1月11日
ピラクロストロピン	0.09	0.9	平成24年4月6日
ピラクロニル	0.011	0.11	平成23年7月4日
ピラジフルミド	0.055	0.55	平成29年11月29日
ピラゾスルフロメチル	0.02	0.2	平成27年6月30日
ピラフルフェンエチル	0.45	4.5	平成25年2月6日
ピリオフェン	0.24	2.4	平成25年10月21日
ピリダベン	0.01	0.1	平成25年9月11日
ピリダリル	0.074	0.74	平成24年1月11日
ピリフタリド	0.014	0.14	平成23年4月7日
ピリプロチカルブ	0.023	0.23	平成23年2月15日
ピリフルキナゾン	0.01	0.1	平成22年1月12日
ピリプロキシフェン	0.26	2.6	平成25年2月6日
ピリベンカルブ	0.1	1	平成24年1月11日
ピリミジフェン	0.0039	0.039	平成26年9月18日
ピリミスルファン	0.93	9.3	平成22年3月26日
ピリミノバクメチル	0.05	0.5	平成25年3月18日
ピロキサスルホン	0.05	0.5	平成26年7月10日
ピロキロン	0.05	0.5	平成28年7月1日
ファミキサドン	0.015	0.15	平成26年9月18日
フィプロニル	0.0005	0.005	平成30年3月22日
フェノキサスルホン	0.45	4.5	平成26年5月16日
フェノキサニル	0.018	0.18	平成23年4月4日
フェノチオカルブ	0.039	0.39	平成27年11月30日
フェンプロカルブ又はBPMC	0.034	0.34	平成29年3月16日
フェリムゾン	0.05	0.5	平成22年3月26日
フェンアミドン	0.074	0.74	平成24年10月10日
フェンキントリオン	0.0042	0.042	平成29年11月20日
フェントエート又はPAP	0.0077	0.077	平成25年9月11日
フェントラザミド	0.013	0.13	平成23年4月4日
フェンピラザミン	0.31	3.1	平成25年6月13日

※五十音順

参考資料 2 (5) ゴルフ場使用農薬暫定指導指針値  
(水質汚濁に係る農薬登録保留基準) (4/6)

一般名	基準値 (mg/L)	指針値 (mg/L) (基準値の10倍)	告示年月日
フェンピロキシメート	0.025	0.25	平成26年5月16日
フェンプロナゾール	0.079	0.79	平成25年3月18日
フェンヘキサミド	0.45	4.5	平成25年9月11日
フェンメディファム	0.12	1.2	平成28年5月9日
ブタクロール	0.026	0.26	平成25年3月18日
ブタミホス	0.02	0.2	平成23年7月4日
トルアリン	0.026	0.26	平成24年1月11日
プロフェジン	0.023	0.23	平成22年12月1日
フラメビル	0.01	0.1	平成25年9月11日
フルアクリピリム	0.15	1.5	平成25年3月18日
フルアジナム	0.02	0.2	平成27年6月30日
フルアジホップPブチル又はフルアジホップP	0.011	0.11	平成29年11月29日
フルエンシルホン	0.037	0.37	平成28年11月14日
フルオキサストロピン	0.039	0.39	平成28年11月14日
フルオピコリド	0.21	2.1	平成25年2月6日
フルオピラム	0.031	0.31	平成25年6月13日
フルオルイミド	0.24	2.4	平成27年11月30日
フルキサピロキサド	0.055	0.55	平成25年6月13日
フルキサメタミド	0.022	0.22	平成30年9月21日
フルジオキソニル	0.87	8.7	平成23年10月18日
フルセトスルフロン	0.1	1	平成21年2月18日
フルチアセツメチル	0.002	0.02	平成27年9月14日
フルチアニル	6.3	63	平成24年10月10日
フルトラニル	0.23	2.3	平成22年3月26日
フルピラジフロ	0.082	0.82	平成27年11月30日
フルフェナセツ	0.029	0.29	平成26年9月18日
フルフェノクスロン	0.098	0.98	平成25年2月6日
フルプロパネートナトリウム塩又はテトラピオン	0.01	0.1	平成26年7月10日
フルベンジアミド	0.045	0.45	平成24年10月10日
フルボキサム	0.021	0.21	平成21年5月27日
フルミオキサジン	0.047	0.47	平成27年6月30日
フルルグリミドール	0.039	0.39	平成25年11月29日
プレチラクロール	0.047	0.47	平成22年7月5日
プロジアミン	0.17	1.7	平成24年7月6日
プロシミドン	0.093	0.93	平成30年9月21日
プロスルホカルブ	0.05	0.5	平成21年10月23日
プロニカミド	0.19	1.9	平成20年12月1日
プロバモカルブ塩酸塩	0.77	7.7	平成24年7月6日
プロバルギット又はBPPS	0.026	0.26	平成26年7月10日
プロピコナゾール	0.05	0.5	平成27年2月5日
プロピザミド	0.05	0.5	平成26年12月10日
プロヒドロジャスモン	0.37	3.7	平成24年10月10日
プロピリスルフロ	0.029	0.29	平成22年7月5日
プロフェノホス	0.001	0.01	平成29年9月26日
プロヘキサジオンカルシウム塩	0.53	5.3	平成29年1月20日
プロマシル	0.05	0.5	平成29年9月26日
フロメキン	0.02	0.2	平成29年11月20日
フロメリン	0.07	0.7	平成29年3月16日
フロモブチド	0.1	1	平成22年7月5日
ヘキサコナゾール	0.012	0.12	平成29年3月16日
ヘキサジノン	0.13	1.3	平成25年6月13日
ヘキシチアゾクス	0.074	0.74	平成29年9月26日
ペノキスラム	0.13	1.3	平成23年7月4日
ベンシクロ	0.14	1.4	平成23年4月7日
ベンジルアデニン又はベンジルアミノプリン	0.16	1.6	平成27年9月14日
ベンスルフロンメチル	0.5	5	平成24年7月6日
ベンゾピシクロ	0.09	0.9	平成22年12月1日
ベンゾフェナップ	0.0053	0.053	平成28年7月1日
ベンチアバリカルブイソプロピル	0.18	1.8	平成24年10月10日
ベンチオピラド	0.2	2	平成20年7月23日
ベンディメタリン	0.31	3.1	平成25年2月6日
ベントキサゾン	0.61	6.1	平成24年4月6日
ベンフルモン	0.053	0.53	平成25年10月21日
ベンフレセツ	0.069	0.69	平成23年4月4日
ベンフルラリン又はベスロジン	0.01	0.1	平成27年4月7日

※五十音順

参考資料 2 (5) ゴルフ場使用農薬暫定指導指針値  
(水質汚濁に係る農薬登録保留基準) (5/6)

一般名	基準値(mg/L)	指針値(mg/L) (基準値の10倍)	告示年月日
ホサロン	0.005	0.05	平成27年6月30日
ボスカリド	0.11	1.1	平成25年9月11日
ホセチルアルミニウム又はホセチル	2.3	23	平成30年3月22日
ホラムスルフロン	1.3	13	平成23年4月7日
ホルベット	0.26	2.6	平成29年11月20日
マラチオン又はマラソン	0.77	7.7	平成30年6月26日
マンジプロバミド	0.1	1	平成21年2月18日
マンデストロビン	0.5	5	平成27年9月14日
ミクロブタニル	0.063	0.63	平成24年4月6日
ミルベメクテン	0.07	0.7	平成23年10月18日
メコプロップカリウム塩又はMCPPカリウム塩、メコプロップジメチルアミン塩又はMCPPジメチルアミン塩、メコプロップPイソプロピルアミン塩及びメコプロップPカリウム塩	(RS)-2-(4-クロロ- -オトリルオキシ)プロ ピオン酸(別名メコプロ ップ又はMCPP)として 0.047	0.47	平成21年10月23日
メソトリオン	0.007	0.07	平成21年10月23日
メタアルデヒド	0.058	0.58	平成24年10月10日
メタゾスルフロン	0.071	0.71	平成24年10月10日
メタフルミゾン	0.31	3.1	平成24年7月6日
メタミホップ	0.11	1.1	平成23年4月4日
メタラキシル及びメタラキシルM	0.058	0.58	平成24年4月6日
メチオゾリン	0.18	1.8	平成28年7月1日
メトキシフェンジド	0.26	2.6	平成23年4月7日
メトコナゾール	0.05	0.5	平成28年5月9日
メトミノストロビン	0.042	0.42	平成25年3月18日
メトラクロール及びS-メトラクロール	0.25	2.5	平成22年1月12日
メバニピリム	0.19	1.9	平成29年1月20日
メピコートクロリド	0.79	7.9	平成30年6月26日
メフェナセット	0.01	0.1	平成22年3月26日
メフロニル	0.1	1	平成24年7月6日
モリネート	0.0055	0.055	平成26年12月10日
ヨウ化メチル	0.01	0.1	平成25年3月18日
ルフェヌロン	0.037	0.37	平成25年2月6日
レピメクテン	0.053	0.53	平成24年7月6日
EPN	0.0037	0.037	平成23年4月7日

※五十音順

参考資料 2 (5) ゴルフ場使用農薬暫定指導指針値  
(排出水中の指針値として設定してきた指針値) (6/6)

一般名	水濁指針値(mg/L)
イソキサチオン	0.08
クロルピリホス	0.02
ダイアジノン	0.05
チオジカルブ	0.8
トリクロロホン(DEP)	0.05
フェントロチオン(MEP)	0.03
ベルメリン	1
ペンスタップ	0.9
イプロジオン	3
イミノクタジナルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩	0.06(イミノクタジンとして)
キャプタン	3
クロロタロニル(TPN)	0.4
シプロコナゾール	0.3
チウラム(チラム)	0.2
チオファネートメチル	3
テトラコナゾール	0.1
トルクロホスメチル	2
バリダマイシン	12
ヒドロキシイソキサゾール(ヒメキサゾール)	1
ベノミル	0.2
ホセチル	23
シクロスルフアムロン	0.8
シマジン(CAT)	0.03
トリクロピル	0.06
ナプロパミド	0.3
フラザスルフロン	0.3
MCPAイソプロピルアミン塩及びMCPAナトリウム塩	0.051(MCPAとして)

※五十音順

参考資料 2 (6) ダイオキシン類の基準値

地点	環境基準	要監視濃度
水質	1.0pg-TEQ/l	0.5pg-TEQ/l
底質	150pg-TEQ/g	75pg-TEQ/g

参考資料 2 (7) 内分泌かく乱化学物質の基準値

物質名	重点調査濃度 <sup>※1</sup>
ビスフェノールA	24.7 μg/l
17β-エストラジオール	0.0015 μg/l
エストロン	0.0016 μg/l
o,p'-DDT	0.0145 μg/l

※1 「内分泌かく乱化学物質調査の考え方(案)(平成25年3月改訂)に基づく重点調査濃度。  
平成25年度以降は平成25年3月改訂の考え方(案)に基づき調査を行っている。